平成２３年（フ）第８４号
鳥取県鳥取市田園町１丁目105番地　コーポ大森204号、旧住所鳥取県鳥取市吉方温泉１丁目414番地　ルミエール207号
債務者　齊藤　大量
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９８号
鳥取県鳥取市賀露町南２丁目１番１―41号
債務者　宮脇　恒雄
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０５号
鳥取県鳥取市宮長225番地２　コーポ・ハタケダ102号
債務者　青木真由美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４４号
愛媛県東温市志津川267番地１　光１号マンション303号
債務者　花田　　茂
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２４９号
愛媛県松山市吉藤５丁目20番70号　グリーンスクエアＢ201号
債務者　久保未世子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２５５号
愛媛県伊予市米湊876番地２
債務者　玉井ヨシ子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２５６号
愛媛県松山市富久町42番地７
債務者　福岡　広明
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２９号
福岡県直方市大字下新入374番地８
債務者　山本英日こと　崔　　英日
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第４０号
福岡県宮若市磯光1618番地２
債務者　吉武　美晴
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第５０号
福岡県直方市大字感田2272番地１
債務者　國瀬　京子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２１６号
宮崎市清武町加納甲1636番地２　第３ソガハイツ―Ｅ棟
債務者　髙橋　正明（旧姓櫻川）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５２号
鹿児島県鹿児島市平川町890番地２
債務者　右田　智弘
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
沖縄県浦添市牧港１丁目７番６号
債務者　知花舞衣子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４３０号
兵庫県尼崎市昭和南通４丁目57番地　森野ハイツ305
債務者　前川　安治
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４４号
兵庫県西宮市泉町４番５―302号
債務者　尾道　宗継
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３６号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷155番地１　橋口アパート102号
債務者　眞崎美保子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４１号
長崎県長崎市小浦町453番地15　県３棟―603号
債務者　山口　一寿
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
大分市三川下１丁目３番35号　コーポ三川４
債務者　田口むつ子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係